(参考1)

和解条項(関係部分)

- 1 環境庁、国の道路管理者である建設省及び阪神高速道路公団は、本件地域になお環境基準を上回る汚染実態があることを踏まえ、本件地域の交通負荷を軽減し、大気汚染の軽減を図るため、国の関係行政機関及び地方公共団体とも連携して、環境庁、国の道路管理者としてとりうる以下の施策の検討ないし実施に努めることとする。
- (1)5省庁会議に基づく取組

環境庁、国の道路管理者である建設省及び阪神高速道路公団は、「国道43号等の道路交通環境対策の推進について(当面の取組)」(平成12年6月6日 警察庁・環境庁・通商産業省・運輸省・建設省)に従って、関係行政機関との連携も行い、道路管理者として取り得る沿道環境対策に取り組む。

(3)大型車の交通規制の可否の検討や交通の転換

国の道路管理者である建設省及び阪神高速道路公団は、以下の施策に努める。

阪神高速道路3号神戸線と5号湾岸線において、料金に格差を設ける環境ロードプライシングを早期に試行的に実施する。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の 削減等に関する特別措置法(いわゆる自動車NOx法)の周知 徹底、トラック事業者への迂回輸送の協力要請を行う。

特殊車両通行許可違反に対する道路法第47条の2の適用を 厳格に行う。

本件地域における大型車の交通量低減の必要性を理解し、大型車の交通規制の可否の検討のために必要な交通量の調査を平成13年度までに着手する。

また、本件地域における大型車の交通規制の可否の検討について、早期に検討結果が出るよう、警察庁に要請する。

4 一審原告らと国の道路管理者である建設省及び阪神高速道路公団とは、別紙のとおり「尼崎市南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会」を設置することを合意する。